協議事項２　平成２４年度外部評価実施方法について

１　開催について

⑴　実施日程及び内容について

		日程	内容
1	第 12 回	平成 24 年　4 月 23 日	報告：外部評価の反映状況 協議：運営について 外部評価の選定方法について
2	第 13 回	平成 24 年　5 月 24 日	協議：外部評価の実施方法について 外部評価対象事業について
		平成 24 年　6 月	【　諮問　】
3	第 14 回		外部評価第１回
4	第 15 回		外部評価第２回
5	第 16 回	平成 24 年　7 月	外部評価第３回
6	第 17 回		外部評価第４回
7	第 18 回		外部評価第５回
8	第 19 回	平成 24 年　8 月	外部評価第６回
9	第 20 回		外部評価第７回
10	第 21 回	平成 24 年　9 月	協議：評価の取りまとめ第１回
11	第 22 回		協議：評価の取りまとめ第２回
			【　答申　】

⑵　外部評価方法について

①一班体制とする。

②委員会の流れ　　※時刻は、１３時３０分に開始した場合の例

<table>
<tr><th>時刻</th><th>所要時間</th><th>項目</th></tr>
<tr><td>13 : 30</td><td>10 分</td><td>会長あいさつ等</td></tr>
<tr><td>13 : 40</td><td>45 分</td><td>外部評価　１事務事業目
<table>
<tr><th>作業の流れ</th><th>作業内容</th><th>所要時間</th></tr>
<tr><td>内容の把握</td><td>主管課・室が事務事業評価表及び補足資料により事務事業の概要説明を行う。</td><td>１０分</td></tr>
<tr><td>質疑・協議</td><td>委員は、主管課・室に対して質疑を行うとともに、見直しの方向性に関する協議を行う。</td><td>２５分</td></tr>
<tr><td>まとめ</td><td>委員は、協議結果を踏まえて、事務事業の評価及び見直しの方向性について、取りまとめを行う。</td><td>１０分</td></tr>
<tr><td colspan="2">合計</td><td>４５分</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>14 : 25</td><td>45 分</td><td>外部評価　２事務事業目</td></tr>
<tr><td>15 : 10</td><td>10 分</td><td>休憩</td></tr>
<tr><td>15 : 20</td><td>45 分</td><td>外部評価　３事務事業目</td></tr>
<tr><td>16 : 05</td><td>45 分</td><td>外部評価　４事務事業目</td></tr>
<tr><td>16 : 50</td><td>10 分</td><td>まとめ</td></tr>
<tr><td>17 : 00</td><td></td><td>閉会</td></tr>
</table>

⑶　外部評価の実施事務事業数について
　上記⑴及び⑵から２８事務事業とする。

２　評価の記載方法について

⑴「事業の視点別評価」は、下記により評価する。

区分	着眼点
妥当性	○対象・手段の妥当性、市で実施する必要性 ・事業実施の対象・手段は適切か。 ・市民ニーズを反映しているか。（ニーズが薄れていないか。） ・国や県、他の課の事務事業と重複または類似していないか。 ・民間で実施する方が、より成果や効率性が高まらないか。 ・すでに期待した目的を達成した事業ではないか。 ・社会情勢の変化による目的や対象・手段について見直しの余地はないか。
効率性	○事業費・人件費の削減余地 ・更なるコスト削減が図れないか。 ・費用対効果は適切か。 ・従事職員数は適切か。 ・他の実施主体を活用し，コスト削減が図れないか。 ・整理・統合できる事業はないか。
有効性	○成果の達成度、向上余地 ・目的に沿って期待通りの成果があるか。 ・事業継続により成果の向上が期待できるか。 ・コストに対し，十分な成果があがっているか。

⑵「今後の改革の方向性」は、下記の区分により決定する。

区分	評価の理由
現状のまま継続	・事業内容や実施方法が適切である。 ・事業規模（予算）が適切である。
見直しの上で継続 ※併せて「拡大」、「他の事業と統合」、「手段の改善」、「移管」及び「縮小」の今後の方向を決定する。	・事業内容や実施手法を見直す必要がある ・業務処理の効率化を図るべきである ・対象範囲を見直す必要がある ・民間で実施した方が効果的・効率的である ・他の事務事業と統合すべきである ・他の課・部署へ移管すべきである ・事業規模（予算）を拡大すべきである ・事業規模（予算）を縮小すべきである。 ・市民ニーズの再把握が必要である
休止	・目的の達成状況，社会情勢の変化から，事業実施の必要性・緊急性がない又は低い。
廃止	・市で実施する妥当性がない ・目的の達成手段として不適切である ・事業効果がない又は低い ・実施の必要性がない又は低い ・他の事業と重複している

３　外部評価作業を含む本委員会の会場は、非公開とする。ただし、委員会の議事録を市のホームページ等で公開する。

（参考）

薩摩川内市事務事業評価実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、薩摩川内市市政改革大綱（第２次）第２章基本的な取組２サービス向上への挑戦（１）多様な市民サービスへの積極的な対応の規定に基づき、スピーディで質の高いサービスの提供に取り組むため行う事務事業評価に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領に基づく規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

⑴　「事務事業」とは、第１次薩摩川内市基本構想に規定する施策の基本方針、主要施策及び施策を具現化するための個々の行政手段としての事務及び事業であり、行政活動の基礎的な単位となるものをいう。

⑵　「主管課・室」とは、事務事業の予算を所管する課・室をいう。

⑶　「内部評価」とは、主管課・室が実施する事務事業の評価をいう。

⑷　「外部評価」とは、薩摩川内市行政改革推進委員会に市長が諮問し、同委員会において行われる事務事業の評価をいう。

（評価対象事務事業）

第３条　評価対象としない事務事業（以下「評価対象外事務事業」という。）とは、一の事務事業の内容すべてが次のいずれかの事項に該当し、かつ事務事業の実施手法に選択の余地がない事務事業とする。

⑴　法令（県条例を含み、市条例を含まない。）に基づき市が実施することまたは国県等へ負担金等を支出することが義務付けられている事務事業

⑵　国県補助金、国県負担金及び国県制度等により翌年度以降も市が実施することが計画されている事務事業

⑶　薩摩川内市補助金等評価委員会等の他の機関により評価を受ける事務事業

⑷　薩摩川内市公有財産利活用基本方針の財産仕分けの対象事務事業

⑸　評価を行う年度をもって終了する事務事業

⑹　評価を行う年度に新規に開始した事務事業

⑺　市長マニフェストに基づく事務事業

⑻　保守に係る事務事業（評価を行う年度に契約が終了するものを除く。）

⑼　その他評価対象とすることが適当でないと認められる事務事業

２　一の事務事業の一部が前項各号に該当する場合の取扱いは、企画政策部長が個別に判断する。

３　評価対象事務事業は、本市のすべての事務事業から前二項に規定する「評価対象外事務事業」を除く事務事業とする。

４　評価対象事務事業は、原則として内部評価及び外部評価を実施しなければならない。

（実施方法）

第４条　企画政策部長は、年度等計画を策定し事務事業評価を実施するものとする。

（評価表）

第５条　事務事業評価に使用する評価表は別紙１のとおりとする。

（評価結果の取扱い）

第６条　主管課・室は、評価結果を予算編成に反映させること。

２　行政改革推進課は、主管課・室の評価結果に対する事務事業の見直し結果を取りまとめ、薩摩川内市行政改革推進委員会に報告するとともに、評価結果及び主管課・室の見直し結果を公表すること。

（その他）

第７条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、企画政策部長が別に定める。

附　則

この要領は，平成２４年５月１日から施行する。

薩摩川内市事務事業実施要綱は廃止する。

平成２３年度薩摩川内市事務事業評価実施要領は廃止する。

別紙1

≪平成　年度薩摩川内市事務事業評価表≫

1 事務事業の位置付け（Plan）

事務事業名		担当者	
所管部課名		事業の根拠（根拠法令）	
事業の種類	☐ソフト事業　☐建設・整備事業　☐施設管理　☐内部管理		
総合計画上の位置づけ	施策の基本方針 / 政策（章）	主要施策（節）	
		施策（項）	
予算科目等	会計	款	
	項	目	
	事項	細事項	

事業の概要

2 事務事業の実施 （Do）

事業の内容	対象（誰を，何を対象とする事業か）		事業開始年度	
	手段（市がどのような活動をするか）		活動指標（市として何を行うか？）	指標名
				最終目標値
				最終年度
	意図（どのような目的で事業を行うか）		成果指標（活動をした上で，目標となる成果をどのように設定するか？）	指標名
				最終目標値
				最終年度

	項目	単位	平成　年度 決算	平成　年度 決算	平成　年度 予算額	平成　年度 見込み	平成　年度 見込み
経費及び指標の推移	事務事業費	千円	0	0	0	0	0
	節ごとに記載						
	要員配置状況	人	0	0	0	0	0
	職員						
	嘱託員						
	臨時職員等						
	活動指標の推移						
	成果指標の推移						
財源内訳	事務事業費	千円	0	0	0	0	0
	国・県支出金						
	その他						
	一般財源		0	0	0	0	0

3 事業の視点別評価 （Check）

妥当性

対象・手段の妥当性	☐ 妥当である	☐ 改善の余地はある	☐ 妥当でない

（上記選択の理由）

市が関与すべき妥当性	☐ 市で実施すべき	☐ 民間でも可能	☐ 民間で実施すべき

（上記選択の理由）

効率性

事業費の削減余地	☐ 削減余地がある	☐ 削減余地はない

（上記選択の理由）

人件費の削減余地	☐ 削減余地がある	☐ 削減余地はない

（上記選択の理由）

有効性

成果の達成度	☐ かなり高い	☐ やや高い	☐ 低い

（上記選択の理由）

成果の向上余地	☐ かなりある	☐ ある程度ある	☐ ほとんどない

（上記選択の理由）

4 事業の改革・改善の方向性 （Action）

内部評価（一次）

内部評価結果

今後の改革の方向性

☐ 現状のまま継続

☐ 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の事業と統合 ☐ 手段の改善 ☐ 移管 ☐ 縮小

☐ 休止 ☐ 廃止

上記方向の理由

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

外部評価（二次）

外部評価結果

事業の視点別評価

妥当性	⇒	☐ 高い	☐ 低い
効率性	⇒	☐ 高い	☐ 低い
有効性	⇒	☐ 高い	☐ 低い

今後の改革の方向性

☐ 現状のまま継続

☐ 見直しの上で継続 ⇒今後の方向 ☐ 拡大 ☐ 他の事業と統合 ☐ 手段の改善 ☐ 移管 ☐ 縮小

☐ 休止 ☐ 廃止

外部評価結果のまとめ

外部委員評価作業シート

番号：　　事務事業名：

○視点別評価　　委員名

視　点	事　務　事　業　を　評　価　す　る　際　の　着　眼　点
妥　当　性	・事業実施の対象・手段は適切か ・市民ニーズを反映しているか（ニーズが薄れていないか） ・国や県，他の課の事務事業と重複または類似していないか ・民間で実施する方が，より成果や効率性が高まらないか ・すでに期待した目的を達成した事業ではないか ・社会情勢の変化による目的や対象・手段について見直しの余地はないか
効　率　性	・更なるコスト削減が図れないか ・費用対効果は適切か ・従事職員数は適切か ・他の実施主体を活用し，コスト削減が図れないか ・整理・統合できる事業はないか
有　効　性	・目的に沿って期待通りの成果があるか ・事業継続により成果の向上が期待できるか ・コストに対し，十分な成果があがっているか
事業の視点別評価	■　妥当性　⇒　□高い　□低い ■　効率性　⇒　□高い　□低い ■　有効性　⇒　□高い　□低い

○評価区分

区　分		評　価　の　理　由	チェック
現状のまま継続		・事業内容や実施方法が適切である	
		・事業規模（予算）が適切である	
見直しの上で継続	拡大	・事業規模（予算）を拡大すべきである	
		・対象範囲を見直す必要がある	
	統合	・他の事務事業と統合すべきである	
	手段の改善	・事業内容や実施手法を見直す必要がある	
		・業務処理の効率化を図るべきである	
		・民間で実施した方が効果的・効率的である	
		・市民ニーズの再把握が必要である	
	移管	・他の課・部署へ移管すべきである	
	縮小	・事業規模（予算）を縮小すべきである	
		・対象範囲を見直す必要がある	
休　　止		・目的の達成状況，社会情勢の変化から，事業実施の必要性・緊急性がない又は低い。	
廃　　止		・市で実施する妥当性がない	
		・目的の達成手段として不適切である	
		・事業効果がない又は低い	
		・実施の必要性がない又は低い	
		・他の事業と重複している	
今後の改革の方向性		□現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性　□拡大　□他の事業と統合　□手段の改善　□移管　□縮小 □休止　□廃止	

外部評価結果のまとめ（行政改革推進委員会の意見）

■評価■（今後の改革の方向性）

■付記する意見■

平成２４年度薩摩川内市事務事業評価の実施計画（薩摩川内市事務事業評価実施要領第４条関係）

・年度計画

年度	２４											２５
月	４	５	６	７	８	９	１０	１１	１２	１	２	３	４
行政改革推進委員会	【その他】薩摩川内市組織機構再編方針（案）について 【協議】外部評価対象事業の選定方法（案）について 【協議】平成２４年度の行政改革委推進委員会の運営について 【報告】事務事業外部評価の反映状況報告について 第12回委員会（23日（月）））		第15回委員会 第14回委員会 （【協議】外部評価対象事業一覧表（案）について） 第13回委員会	第18回委員会 第17回委員会 第16回委員会	第20回委員会 第19回委員会	答申 （【協議】評価まとめ（全体）第２回目） 第22回委員会 （【協議】評価まとめ（全体）第１回目） 第21回委員会				第24回委員会 第23回委員会			
事務局		外部評価対象事業の選定作業	諮問				平成25年度当初予算要求・査定へ反映 事務事業外部評価結果の公表						平成25年度当初予算への反映状況公表

・事務事業評価は、平成２４年度当初予算に係る事務事業を対象に実施する。